

日本放送協会令和4年度業務報告書に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

令和4年度は、前年度決算比で受信料の減収があったものの、事業収入は予算に対して75億円の増加となった。一方、事業支出については、契約収納費の減等により187億円の減少となった結果、事業収支差金は、収支相償の予算に対して、263億円の黒字となり、財政安定のための繰越金は令和4年度末に2,618億円となっている。契約収納費の縮減等、業務の効率化に取り組んだ点は評価できるものであり、今後ともこうした取組を継続するとともに、より精緻な収支予算の編成にも努めることが望まれる。

現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況の中であって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。「NHK経営計画（2021-2023年度）」及び「NHK経営計画（2021-2023年度）」（2023年1月修正）（以下「今期中期経営計画」という。）並びに「NHK経営計画（2024-2026年度）」（以下「次期中期経営計画」という。）に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

特に、受信料の水準については、令和5年10月から、地上契約と衛星契約の双方において従前から1割以上引き下げられたことを評価する。今後も引き続き、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組み、必要な事業規模について不断の見直しを行い、還元目的積立金制度に基づいて、当該積立金を次期中期経営計画期間中の受信料の値下げの原資として、国民・視聴者に還元することが望まれる。

こうした認識の下、令和4年度に協会が実施した業務について、協会の令和4年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項は以下のとおりである。

記

1 国内放送番組の充実

(1) 放送番組

放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えることが期待される。

なお、令和3年12月26日に放送した「BS1スペシャル 河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止策が講じられたところであるが、令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」でも視聴者を誤認させる不適切な伝え方が行われており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施することが求められる。今後も引き続き、法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。

さらに、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うことが重要であり、その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用することが期待される。

(2) 地域放送

少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めることが期待される。

(3) 視聴覚障害者等に向けた放送の充実

引き続き、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、字幕放送、解説放送、手話放送の拡充に努めることが求められる。特に、災害報道、国会中継及び地域放送における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むことが求められる。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究の一層の推進及び早期の実用化が期待される。

(4) 4K・8K放送の推進

平成30年12月に開始された4K8K衛星放送については、同放送の普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすことが期待される。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、フェイクニュースの影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を国内外に正しく伝えることがこれまで以上に重要になってくる。

そのため、正確な情報による我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送の一層の充実・強化を図ることが必要である。特に、「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえた、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等、具体的指標を含む方針に沿って取り組むことが求められる。また、国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すことも求められる。

さらに、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること等が期待される。

3 インターネット活用業務の適切な実施

インターネット活用業務については、令和4年4月から、地上テレビジョン放送について原則全ての放送時間での同時配信が始まったところであり、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表することが求められる。

また、地方向け番組の配信については、「2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画」（令和5年1月10日）において、18時台のニュースの見逃し配信を拡大し、

全ての地方放送局の番組配信を実施する旨が明らかにされたところ、引き続き当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めることが求められる。

このほか、有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が令和5年度に解消見込みであり、解消後に改めて収支差が生じた場合の適切な扱い等について、協会の業務全体の効率的運営の観点も踏まえ、検討を行うことが求められる。

今後も引き続き、情報空間がインターネットへと広がるデジタル時代において協会が果たすべき役割を踏まえ、インターネット活用業務の在り方について検討を進めていくことが求められる。

4 経営改革の推進

(1) ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底等

令和4年度には、受信契約の勧奨等のために、他者に送達を委託していた文書の一部（約2,070万通）に郵便法（昭和22年法律第165号）違反が認められた事案が発生し、令和4年12月14日付けで総務省から行政指導を行い、その後、約309万通の報告漏れがあったことが判明した。加えて、令和4年12月のNHKにおける稟議で、衛星放送番組のインターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和5年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われないうまま手続が進められていた事案が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。

こうした事案を踏まえ、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底することが強く求められる。

子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」の傘下にある子会社や、令和5年4月に「NHK財団」に統合された関連公益法人等について、その効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うことが求められる。また、同時に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めることが必要である。

さらに、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元及び子会社等の事業活動の適正性確保については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、引き続き適切に対応することが求められる。

(2) 女性の活躍

令和4年度時点の女性職員比率は22.0%、女性管理職（関連団体等への出向者を含む。）比率は12.0%、女性役員（経営委員、会長、副会長及び理事）比率は29.2%であった。女性職員の採用及び役員（経営委員を除く）・管理職への登用を一層積極的に拡大するため、令和3年3月に協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載している「2030年度の女性管理職割合25%達成を目標とし、2025年度の割合を15%以上とする」という目標達成に向けた取組を着実に実施していくとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させることが求められる。

(3) 働き方改革

平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなられて再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底することが強く求め

られる。

また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会及び執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むことが求められる。

(4) 業務の合理化・効率化等

協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めることが強く求められる。

既存の業務全体の見直しについては、公共放送の担い手として真に適当なものであるか見直しを進めるとともに、令和5年度末に予定されている衛星波の削減については、今期中期経営計画に沿って、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うことが強く求められる。音声波の整理・削減については、次期中期経営計画に沿って削減方法等を具体化するよう検討を進めることが求められる。

なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従い適正な製作取引の確保に努めることが求められるとともに、適正な製作環境の確保にも努めることが求められる。

また、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録を含む協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を果たしていくことが求められる。

さらに、協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)により、地上波中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となることも見据え、一層積極的に検討・実施していくことが望まれる。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

受信料支払率は令和2年度から低下が続いており、令和4年度末には79.0%となった。受信料の公平負担の徹底に向けて、引き続き、未契約者及び未払者対策について、支払率低下要因及び現状の分析と課題の整理を十分に行った上で、民事手続の適切な活用のほか、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)により導入された割増金制度の活用も含め、着実に実施することが求められる。

受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めるとともに、受信契約の勧奨や死亡時の解約等の業務の適正を確保するための体制について、不断の点検及び見直しを行うことが求められる。

従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの構造改革に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合等財政面に与える効果や苦情等の受付件数等事業運営面に与える効果を引き続き検証し、営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うことが強く求められる。

受信料については、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとするとともに、公平負担を徹底する必要があるところ、一層の合理化・効率化に取り組み、必要な事業規模及び受信料について、不断に見直しを行うことが強く求められる。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

各地の記録的大雨や地震等の災害時において、迅速かつ正確な報道に努め、特設ニュースを編成する等地域向けニュースを放送し、文字情報で生活関連情報を提供したことを評価する。

災害時の放送に際しては、引き続き、放送が途絶することがないように取り組み、迅速かつ正確な報道に努めるとともに、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、大規模災害の被災地の復旧・復興への取組を支援することが期待される。

また、緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ることが期待される。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すことが求められる。

7 放送センター建替等

放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが求められる。

また、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、今期中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」についてサイバーセキュリティを確保して進め、これによる「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を受信料引下げの原資に充てることが求められる。

さらに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。